

# 議 案

第 2 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 8 年 6 月 4 日提出

第2回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件名	提案者
42	専決処分事項の承認について 令和7年度玉名市一般会計補正予算（第12号）	専決第3号 市長
43	専決処分事項の承認について 玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第4号 市長
44	専決処分事項の承認について 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第5号 市長
45	専決処分事項の承認について 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	専決第6号 市長
46	専決処分事項の承認について 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	専決第7号 市長
47	令和8年度玉名市一般会計補正予算（第2号）	市長
48	令和8年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	市長
49	玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市長
50	玉名市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
51	第3次玉名市総合計画基本構想の策定について	市長
52	公立大学法人九州看護福祉大学定款の制定について	市長
53	負担付きの寄附の受納について	市長
54	財産の出資について	市長
55	工事請負契約の変更について	市長
56	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
57	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
58	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
59	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
60	人権擁護委員候補者の推薦について	市長
61	固定資産評価員の選任について	市長

報告 2	令和 7 年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について		市 長
3	令和 7 年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について		市 長
4	令和 7 年度玉名市公共下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について		市 長
5	令和 7 年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について		市 長
6	一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について		市 長
7	有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について		市 長
8	専決処分の報告について	専決第 8 号	市 長
9	専決処分の報告について	専決第 9 号	市 長
10	専決処分の報告について	専決第 10 号	市 長
11	専決処分の報告について	専決第 11 号	市 長

議第42号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第3号

専決処分書

令和7年度玉名市一般会計補正予算（第12号）を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

玉名市長 藏原 隆浩

議第43号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第4号

専決処分書

玉名市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

玉名市長 藏原 隆浩

## 玉名市税条例の一部を改正する条例

玉名市税条例（平成17年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申請書、第98条第1項若しくは第2項」を「第98条第1項若しくは第2項」に改める。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、合計所得金額」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）」（合計所得金額」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条中「平成30年度から令和9年度まで」を「平成30年度以後」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「平成22年度から令和20年度まで」を「平成22年度から令和25年度まで」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年まで」を「令和12年まで」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条第1項中「昭和57年度から令和9年度まで」を「昭和57年度から令和12年度まで」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第2

1項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条

の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「次項から第4項まで」を「次項及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「前条第2項から第4項まで」を「前条第2項又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「昭和63年度から令和8年度まで」を「昭和63年度から令和11年度まで」に改め、同条第2項中「昭和63年度から令和8年度まで」を「昭和63年度から令和11年度まで」に、「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和4

4年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第5項第2号及び第19条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所

得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の2第1項の改正規定（「平成22年度から令和20年度まで」を「平成22年度から令和25年度まで」に改める部分及び「令和7年まで」を「令和12年まで」に改める部分に限る。）並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定（同条第1項及び第2項中「昭和63年度から令和8年度まで」を「昭和63年度から令和11年度まで」に改める部分を除く。）並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の玉名市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等につい

て提出したこの条例による改正前の玉名市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 前条第1号に掲げる規定による改正後の玉名市税条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 前条第4号に掲げる規定による改正後の玉名市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(玉名市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 玉名市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議第44号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第5号

専決処分書

玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

玉名市長 藏原 隆浩

## 玉名市都市計画税条例の一部を改正する条例

玉名市都市計画税条例（平成17年条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第19項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第10項及び第12項」を「附則第11項及び第13項」に、「附則第10項及び第13項」を「附則第11項及び第14項」に、「附則第11項、第13項及び第14項」を「附則第12項、第14項及び第15項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第15項」を「附則第16項」に、「附則第16項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改

め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

同項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 9 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の玉名市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議第45号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第6号

専決処分書

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

玉名市長 藏原 隆浩

## 玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

玉名市国民健康保険税条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第25条第1項中「66万円」を「67万円」に、「同条第5項」を「同条第5項本文」に、「キに」を「キ及びクに」に、「の合算額と」を「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額と」に改め、同項第1号に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について70円

第25条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について50円

第25条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について20円

第25条第3項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第25条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の玉名市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第46号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

専決第7号

専決処分書

玉名市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

玉名市長 藏原 隆浩

## 玉名市介護保険条例の一部を改正する条例

玉名市介護保険条例（平成17年条例第97号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

第11条 市長は、令和8年度分の保険料については、第9条第2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める者に対し、申請によらずに減免することができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 議第49号

玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月4日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市印鑑条例の一部を改正する条例

玉名市印鑑条例（平成17年条例第110号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード等（）」に改め、「規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書」を加え、同条第2項及び第3項第1号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第6項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 印鑑登録証明書の交付手続を変更するため、条例の整備を図るものである。

## 議第50号

玉名市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

### 玉名市火入れに関する条例の一部を改正する条例

玉名市火入れに関する条例（平成17年条例第122号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「様式第1号による」を「規則で定める」に改め、同項第3号中「請負（委託）契約に」を「請負契約又は委託契約に」に、「請負（委託）契約書」を「契約書」に改める。

第4条第1項中「様式第2号による」を「規則で定める」に、「火入許可証」を「許可証」に改める。

第9条（見出しを含む。）及び第10条第2項中「火入許可証」を「許可証」に改める。

第11条第2項中「堰」を「せき」に改める。

第12条第2項中「鉋」を「なた」に、「鋸」を「のこぎり」に、「鍬」を「くわ」に改める。

第14条中「火災警報」の次に「、林野火災注意報若しくは林野火災警報」を加える。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 火入れの中止の基準等を変更するため、条例の整備を図るものである。

議第51号

第3次玉名市総合計画基本構想の策定について

第3次玉名市総合計画基本構想を別紙のように定める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

提案理由 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるには、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年条例第29号）第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第52号

公立大学法人九州看護福祉大学定款の制定について

本市は、公立大学法人九州看護福祉大学定款を別紙のように定める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

提案理由 公立大学法人を設立するための定款を定めるには、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条の規定により議会の議決を経る必要があるため。

# 公立大学法人九州看護福祉大学定款

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員（第8条—第14条）
- 第3章 理事会（第15条—第17条）
- 第4章 審議機関
  - 第1節 経営審議会（第18条—第20条）
  - 第2節 教育研究審議会（第21条—第23条）
- 第5章 業務の範囲及びその執行（第24条・第25条）
- 第6章 資本金等（第26条・第27条）
- 第7章 雑則（第28条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この公立大学法人は、玉名市を中心とする熊本県北地域の教育、研究及び研修の中核的機関として、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養と高度な専門性を有し、総合的な知識と実践力、創造力を備えた有為な人材を育成するとともに、研究成果を社会に還元し、教育研究資源を地域に提供することを通じて、地域社会及び産業の持続的な振興、発展に貢献することを目的とする。

#### （名称）

第2条 この公立大学法人は、公立大学法人九州看護福祉大学（以下「法人」という。）と称する。

#### （大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、玉名市に九州看護福祉大学（以下「大学」という。）を設置する。

#### （設立団体）

第4条 法人の設立団体は、玉名市とする。

#### （事務所の所在地）

第5条 法人の事務所は、玉名市富尾888番地に置く。

#### （法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

#### （公告の方法）

第7条 法人の公告は、玉名市公告式条例（平成17年条例第3号）第7条に規定する方法及び法人の事務所の掲示場への掲示により行う。

## 第2章 役員

(定数)

第8条 法人に役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第17条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第15条に規定する理事会の議決を経なければならない。

3 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、玉名市の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

8 監事は、法人が次に掲げる書類を玉名市長（以下「市長」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第13条第6項第1号に規定する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、玉名市の規則で定める書類

9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は市長に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第10条 理事長は、市長が任命する。

(学長の任命)

第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。

2 学長を選考するため、学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。

4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

5 選考会議は、次に掲げる者及び人数をもって構成する。

(1) 第18条第1項の経営審議会を構成する者（副理事長を除く。）の中から当該経営審議会において選出された者 3人

(2) 第21条第1項の教育研究審議会を構成する者(学長を除く。)の中から当該教育研究審議会において選出された者 3人

6 前項各号に掲げる者には、法人の役員及び職員以外の者(以下「学外者」という。)が含まれるようにしなければならない。

7 選考会議に議長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

8 議長は、選考会議を主宰する。

9 第5項から前項までに定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

(理事の任命等)

第12条 理事は、理事長が任命する。

2 大学の副学長(以下「副学長」という。)は、理事となるものとする。

3 理事長は、理事の任命に当たっては、学外者が含まれるようにしなければならない。

(監事の任命)

第13条 監事は、市長が任命する。

(任期)

第14条 理事長の任期は、2年とする。

2 副理事長の任期は、法人の規程により定められる学長の任期によるものとする。

3 第12条第2項の規定により法人の理事となるものとされる当該理事の任期は、法人の規程により定められる副学長の任期によるものとする。

4 第12条第2項の規定により法人の理事となるものとされる理事以外の理事(以下「任命理事」という。)の任期は、2年とする。

5 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する法第34条第1項の規定による財務諸表の承認の日までとする。

6 役員は、再任されることができる。この場合において、任命理事が最初の任命の際に学外者であった場合における第12条第3項の規定の適用については、当該任命理事を学外者とみなす。

### 第3章 理事会

第15条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集及び議事)

第16条 理事会は、理事長が必要と認めたときに招集する。

2 理事長は、理事会の構成員から会議の目的たる事項を記載した書面の提出による要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、理事会を主宰する。

- 5 理事会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 監事は、理事会において意見を述べることができる。

第17条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 中期目標について市長に対して述べる法人の意見に関する事項
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 職員の人事及び評価に関する事項のうち、方針に関するもの
- (6) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

#### 第4章 審議機関

##### 第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第18条 法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 副学長たる理事
- (4) 学外者として任命された理事
- (5) 学外者で法人の経営に関し広くかつ高い識見を有するもののうち、理事長が任命する者

3 前項第5号に掲げる委員の数は、委員の総数の半数以上とする。

4 委員の任期は、2年とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第19条 経営審議会は、理事長が必要と認めたとときに招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員（理事長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面の提出による要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

3 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

4 議長は、経営審議会を主宰する。

5 経営審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことがで

きない。

6 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標について市長に対し述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、法人の経営に関するもの
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (6) 職員の人事に関する事項のうち、定数、福利厚生その他法人の経営に関するもの
- (7) 職員（教員を除く。）の人事及び評価に関する事項のうち、方針に関するもの
- (8) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法人の経営に関する重要事項

## 第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長が定める教育研究上の重要な組織（学部を除く。）の長
- (4) 学外者で大学の教育研究に関し広くかつ高い見識を有するもののうちから、学長の申出に基づき、理事長が任命する者

3 委員の任期は、2年とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集及び議事)

第22条 教育研究審議会は、学長が必要と認めたときに招集する。

2 学長は、教育研究審議会の委員（学長を除く。）の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面の提出による要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

- 3 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 4 議長は、教育研究審議会を主宰する。
- 5 教育研究審議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第23条 教育研究審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標について市長に対し述べる法人の意見に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (2) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (3) 重要な規程の制定又は改廃に関する事項のうち、大学の教育研究に関するもの
- (4) 教育課程の編成に係る方針に関する事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- (7) 教員の人事及び評価に関する事項（第20条第6号に係るものを除く。）
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、大学の教育研究に関する重要事項

第5章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第24条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供をすること。
- (5) 法人における教育研究の成果の普及及びその活用を通じ、地域社会の発展に貢献すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第25条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

#### 第6章 資本金等

(資本金)

第26条 法人の資本金については、玉名市が出資するものとし、当該資本金の額は、別表第1及び別表第2に掲げる資産について、出資の日現在における時価を基準として玉名市が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第27条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を玉名市に帰属させる。

#### 第7章 雑則

(規程への委任)

第28条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

#### 附 則

(施行期日)

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(学長の任命に関する特例)

2 第11条第3項の規定にかかわらず、大学の設置後最初の学長の任命は、選考会議の選考に基づくことを要しないものとし、理事長がこれを行う。

3 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。

4 附則第2項の規定により任命された学長の任期は、2年とする。

別表第1 (第26条関係)

資産の種別	所在地	地目	地積 (㎡)
土地	玉名市富尾字立山769番8	山林	52.00
土地	玉名市富尾字立山769番9	山林	1,860.00
土地	玉名市富尾字立山769番10	学校用地	846.00
土地	玉名市富尾字立山769番11	山林	1,519.00
土地	玉名市富尾字立山769番12	山林	1,047.00
土地	玉名市富尾字立山769番13	山林	1,574.00

土地	玉名市富尾字立山 7 6 9 番 1 6	山林	3 3 7. 0 0
土地	玉名市富尾字立山 7 6 9 番 1 7	公衆用道路	1 1 9. 0 0
土地	玉名市富尾字立山 7 7 1 番	学校用地	1, 3 3 1. 0 0
土地	玉名市富尾字立山 7 7 2 番	学校用地	2, 6 1 2. 0 0
土地	玉名市富尾字立山 7 7 3 番	学校用地	4 1 1. 0 0
土地	玉名市富尾字立山 7 7 4 番 1	学校用地	2 1. 0 0
土地	玉名市富尾字西浦 8 8 8 番 1	学校用地	4 3, 2 8 2. 0 0
土地	玉名市富尾字西浦 8 9 5 番	ため池	4, 3 1 1. 0 0
土地	玉名市富尾字西浦 9 1 1 番	学校用地	2 3, 0 2 6. 0 0
土地	玉名市富尾字西浦 9 2 3 番 1	保安林	2, 9 5 3. 0 0
土地	玉名市富尾字西浦 9 2 3 番 2	山林	8 5 4. 0 0
土地	玉名市富尾字西浦 9 2 4 番 1	山林	8, 8 3 6. 0 0
土地	玉名市富尾字西浦 9 2 4 番 2	公衆用道路	5 6 3. 0 0
土地	玉名市富尾字西浦 9 3 0 番 4 4	山林	7 0 7. 0 0
土地	玉名市富尾字小代 9 3 5 番 1	学校用地	2 5, 8 6 6. 0 0
土地	玉名市富尾字小代 9 3 5 番 1 5	学校用地	5, 9 0 7. 0 0
土地	玉名市富尾字小代 9 3 5 番 1 7	山林	1, 0 2 9. 0 0
土地	玉名市富尾字小代 9 3 5 番 2 4 3	山林	6 8 5. 0 0
土地	玉名市富尾字小代 9 3 5 番 2 4 4	公衆用道路	5 0 7. 0 0
土地	玉名市富尾字小代 9 3 5 番 2 4 5	山林	3 0 3. 0 0
土地	玉名市富尾字小代 9 3 5 番 2 4 6	公衆用道路	1 1 7. 0 0
合計			1 3 0, 6 7 5. 0 0

別表第2（第26条関係）

資産の種別	所在地	名称	構造	面積（㎡）
建物	玉名市富尾字西浦888番地1、895番地、769番地11、769番地10及び769番地9	校舎	鉄骨造陸屋根6階建て	10,552.64
建物	同上	図書館	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺2階建て	1,086.00
建物	同上	校舎・ボイラー室	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建て	450.00
建物	同上	体育館・校舎	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建て	1,836.02
建物	同上	守衛室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建て	10.00
建物	同上	倉庫・ポンプ室	コンクリートブロック造スレート葺平家建て	57.50
			鉄骨造合	

建物	同上	校舎	金メッキ 鋼板葺2 階建て	604.80
建物	同上	校舎	鉄筋コン クリート 造陸屋根 3階建て	4,756.78
建物	同上	食堂	鉄筋コン クリート 造陸屋根 2階建て	1,365.95
建物	同上	体育館・ 校舎	鉄骨・鉄 筋コンク リート造 合金メッ キ鋼板葺 陸屋根3 階建て	4,380.91
建物	同上	機械室	鉄骨造合 金メッキ 鋼板葺平 家建て	11.20
建物	同上	校舎	鉄骨造合 金メッキ 鋼板葺2 階建て	575.22
建物	同上	便所	鉄筋コン クリート 造陸屋根 平家建て	9.29
合計				25,696.31

議第53号

負担付きの寄附の受納について

本市は、次のとおり負担付きの寄附を受納するものとする。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1 土地の表示

所在地 玉名市富尾字西浦888番1 外17筆  
面積 61,478.00㎡

2 建物の表示

所在地 玉名市富尾字西浦888番地1、895番地、769番地1  
1、769番地10及び769番地9

(1) 校舎	鉄骨造陸屋根6階建て	10,552.64㎡
(2) 図書館	鉄筋コンクリート造合 金メッキ鋼板葺2階建 て	1,086.00㎡
(3) 校舎・ボイラー 室	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建て	450.00㎡
(4) 体育館・校舎	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺2階建て	1,836.02㎡
(5) 守衛室	コンクリートブロック 造亜鉛メッキ鋼板葺平 家建て	10.00㎡
(6) 倉庫・ポンプ室	コンクリートブロック 造スレート葺平家建て	57.50㎡
(7) 校舎	鉄骨造合金メッキ鋼板 葺2階建て	604.80㎡
(8) 校舎	鉄筋コンクリート造陸	4,756.78㎡

	屋根3階建て	
(9) 食堂	鉄筋コンクリート造陸	1, 365.95 m <sup>2</sup>
	屋根2階建て	
(10) 体育館・校舎	鉄骨・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺陸	4, 380.91 m <sup>2</sup>
	屋根3階建て	
(11) 機械室	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建て	11.20 m <sup>2</sup>
(12) 校舎	鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建て	575.22 m <sup>2</sup>
(13) 便所	鉄筋コンクリート造陸	9.29 m <sup>2</sup>
	屋根平家建て	

3 寄附者 玉名市富尾888番地  
 学校法人熊本城北学園  
 理事長 田崎 龍一

#### 4 寄附の条件

- (1) 市は、寄附された土地及び建物を公立大学法人九州看護福祉大学の設立のために出資すること。
- (2) 市は、前号の条件に違反したときは、寄附された土地及び建物を寄附者に返還すること。

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定による。

## 議第54号

### 財産の出資について

本市は、次のとおり財産を出資するものとする。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

#### 1 土地の表示

所在地 玉名市富尾字西浦888番1 外26筆  
面積 130,675.00㎡

#### 2 建物の表示

所在地 玉名市富尾字西浦888番地1、895番地、769番地1  
1、769番地10及び769番地9

(1) 校舎	鉄骨造陸屋根6階建て	10,552.64㎡
(2) 図書館	鉄筋コンクリート造合 金メッキ鋼板葺2階建 て	1,086.00㎡
(3) 校舎・ボイラー 室	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建て	450.00㎡
(4) 体育館・校舎	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺2階建て	1,836.02㎡
(5) 守衛室	コンクリートブロック 造亜鉛メッキ鋼板葺平 家建て	10.00㎡
(6) 倉庫・ポンプ室	コンクリートブロック 造スレート葺平家建て	57.50㎡
(7) 校舎	鉄骨造合金メッキ鋼板 葺2階建て	604.80㎡
(8) 校舎	鉄筋コンクリート造陸	4,756.78㎡

	屋根3階建て	
(9) 食堂	鉄筋コンクリート造陸	1, 365.95 m <sup>2</sup>
	屋根2階建て	
(10) 体育館・校舎	鉄骨・鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺	4, 380.91 m <sup>2</sup>
	陸屋根3階建て	
(11) 機械室	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建て	11.20 m <sup>2</sup>
(12) 校舎	鉄骨造合金メッキ鋼板葺2階建て	575.22 m <sup>2</sup>
(13) 便所	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建て	9.29 m <sup>2</sup>

3 出資する財産の評価額 2, 856, 200, 000円

4 出資期日 令和9年4月1日

5 相手方 令和9年4月設立予定の公立大学法人九州看護福祉大学

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定による。

議第55号

工事請負契約の変更について

令和8年3月25日議決の工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものとする。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 工 事 名       | 玉名漁港（玉名地区）しゅんせつ工事                         |
| 2 契 約 金 額     | （変更前）212,300,000円<br>（変更後）220,001,456円    |
| 3 契 約 の 方 法   | 一般競争入札                                    |
| 4 契 約 の 相 手 方 | 玉名市大浜町2163番地4<br>株式会社マルコ建設<br>代表取締役 山田 浩之 |

提案理由 しゅんせつ土量の変更等に伴い工事請負契約の契約金額を変更するため、議決事件の変更を行うものである。

議第56号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

ひさだ ふみえ  
久田 史枝

2 略 歴

学 歴

昭和56年 3月

経 歴

昭和56年 4月

昭和60年 7月

令和 4年 4月

令和 4年10月

令和 5年10月

提案理由 人権擁護委員久田史枝氏が、本年9月30日に任期満了のため。

議第57号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

あしむら しんや  
芦村 伸也

2 略 歴

学 歴

昭和57年 3月

経 歴

昭和57年 4月

平成16年 4月

平成22年 4月

平成28年 4月

令和 2年 3月

令和 2年10月

提案理由 人権擁護委員芦村伸也氏が、本年9月30日に任期満了のため。

議第58号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

にしむら のりよし  
西村 則義

2 略 歴

学 歴

昭和54年 3月

経 歴

昭和58年 7月

平成28年 4月

平成30年 4月

平成31年 4月

令和 3年 3月

令和 3年 4月

提案理由 人権擁護委員緒方眞美氏が、本年9月30日に任期満了のため。

議第59号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

はしもと きみのり  
橋本 公紀

2 略 歴

学 歴

昭和59年 3月

経 歴

昭和59年 4月

平成13年 4月

平成17年 4月

平成19年 4月

平成22年 4月

平成31年 4月

令和 3年 3月

令和 5年 4月

提案理由 人権擁護委員寺岡和夫氏が、本年9月30日に任期満了のため。

議第60号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

りゅう てつろう  
笠 哲郎

2 略 歴

学 歴

昭和58年 3月

経 歴

昭和58年 4月

平成14年 4月

平成22年 3月

平成22年 4月

平成24年 4月

平成26年10月

提案理由 人権擁護委員笠哲郎氏が、本年9月30日に任期満了のため。



議第61号

固定資産評価員の選任について

本市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

  
なかの みつあき  
中野 光昭 

提案理由 固定資産評価員石貫誠哉氏がその職を辞したので、後任者を選任するものである。

報告第2号

令和7年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算を翌年度に繰り越したため、繰越計算書を調製し報告する。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和7年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	納付書読取改修業務委託	6,498,000	6,498,000					6,498,000	
		システム運用・管理事業	32,735,000	32,734,900					32,734,900	
	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度事業	2,233,000	2,233,000		2,233,000				
		コンビニ交付システム標準化対応改修業務委託	4,312,000	4,312,000					4,312,000	
3 民生費	1 社会福祉費	LPガス使用世帯支援事業	53,870,000	53,870,000		26,935,000	26,935,000			
		天水老人憩の家管理運営事業	113,631,000	113,631,000				113,500,000	131,000	
	2 児童福祉費	保育所等物価高騰対策支援金補助金	8,712,000	8,712,000		4,356,000	4,356,000			
	4 災害救助費	【令和7年8月豪雨】災害支援事業	28,471,000	28,471,000			28,471,000			
4 衛生費	2 清掃費	水の守照明更新事業	6,100,000	6,100,000				5,400,000	700,000	
6 農林水産業費	1 農業費	農業機械等整備事業	35,022,000	35,022,000		35,022,000				
		果樹産地生産基盤強化推進事業	3,216,000	3,216,000				3,200,000	16,000	
		農水産業燃油価格緊急補填事業(農業)	64,300,000	64,300,000		64,300,000				
		畜産飼料・農業用被覆資材購入緊急支援事業	119,160,000	119,160,000		119,160,000				
		令和7年8月大雨営農再開支援事業	155,569,000	146,293,000			104,452,000		41,841,000	
		地域農業構造転換支援事業	8,996,000	8,996,000			8,996,000			
		排水機場ポンプ解放調査業務	27,480,000	27,480,000			27,480,000			
		団体営農業農村整備事業(農業水路等長寿命化・防災減災型)	56,320,000	56,320,000			36,471,000	10,700,000	9,149,000	
	農村地域防災減災事業	48,000,000	48,000,000			48,000,000				
	3 水産業費	農水産業燃油価格緊急補填事業(水産業)	3,600,000	3,600,000		3,600,000				
		玉名漁港(玉名地区)しゅんせつ工事	221,000,000	221,000,000			110,000,000	99,000,000	12,000,000	

7 商工費	1 商工費	食料品物価高騰対策玉名市プレミアム付商品券事業	148,800,000	148,800,000		148,800,000				
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンスサイクル事業(舗装)	71,000,000	71,000,000		35,700,000		34,300,000		1,000,000
	3 河川費	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	13,404,000	13,404,000			10,053,000	3,300,000		51,000
	5 都市計画費	まちなか賑わい再生事業	52,943,000	52,943,000		26,060,000				26,883,000
	6 住宅費		老朽空き家等除却支援事業	7,200,000	7,200,000		3,600,000		600,000	
		戸建木造住宅耐震対策支援事業	4,725,000	4,725,000		1,725,000	1,500,000			1,500,000
9 消防費	1 消防費	小型動力ポンプ付積載車等更新事業	16,568,000	16,568,000				16,400,000		168,000
		防災対策事業	21,021,000	21,021,000		10,510,000				10,511,000
		防災行政無線整備運用事業	4,425,000	4,424,200						4,424,200
10 教育費	1 教育総務費	市道池尻線道路改良事業	25,892,000	25,892,000				25,800,000		92,000
		学校給食費無償化に伴う学校給食費管理システム改修業務	3,381,000	3,381,000		1,690,000				1,691,000
11 災害復旧費	2 農林水産施設 災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業	946,930,000	934,586,000		929,928,184		1,200,000	2,721,000	736,816
		現年発生単独災害復旧事業	3,548,000	3,548,000				2,300,000		1,248,000
合 計			2,319,062,000	2,297,441,100	0	1,413,619,184	406,714,000	315,700,000	2,721,000	158,686,916

報告第3号

令和7年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、建設改良費の予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

## 令和7年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明		
1	資本的支出	1	建設改良費	公共下水道事業	567,440,000	484,008,521	83,431,479	国庫補助金 44,711,000 公共下水道事業債 23,000,000 損益勘定留保資金 15,720,479	0	0	関係機関との協議に不測の日数を要したため。

報告第4号

令和7年度玉名市公共下水道事業会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

## 令和7年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明		
1	資本的支出	1	建設改良費	公共下水道事業	356,917,700	335,307,700	21,610,000	公共下水道事業債 20,500,000 損益勘定留保資金 1,110,000	0	0	全国的な公共工事の増加に伴い、建設事業者の不足等により事業を中断せざるを得ない期間が発生し、年度内の事業の完了が不可能となったため。

報告第5号

令和7年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、建設改良費の予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

令和7年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位:円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に係る繰越しを要するたな卸資産の購入限度額	説明	
1	資本的支出	1	建設改良費	農業集落排水事業	311,335,000	53,454,800	257,880,200	0	0	関係機関との協議に不測の日数を要したため。
						県補助金 128,940,000 農業集落排水事業債 128,700,000 損益勘定留保資金 240,200				

報告第6号

一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

報告第7号

有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

## 報告第8号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専決番号 専決第8号（令和8年4月21日専決）
- 2 損害賠償の相手方 玉名市永徳寺163番地1  
有限会社玉名清掃社  
代表取締役 富高 順次
- 3 損害賠償額 717,856円
- 4 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事故の概要 令和7年10月14日午前10時頃、市道大浜橋外平線（玉名市大浜町543番2付近）において、有限会社玉名清掃社所有の中型自動車が、側溝の蓋の上を走行した際、蓋が跳ね上がり、車両底部のガソリタンク等が破損したものである。




報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年6月4日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専決番号 専決第9号（令和8年4月21日専決）
- 2 損害賠償の相手方   

- 3 損害賠償額 20,900円
- 4 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事故の概要 令和7年12月20日午前9時40分頃、市道西築地下前原線（玉名市築地500番3付近）において、氏が運転する軽自動車は、側溝の蓋の上を走行した際、蓋が跳ね上がり、左前後輪のタイヤが破損したものである。





